

# 12月NEWS

## 1. 制度情報

今年も年末調整の時期がやってきました。

昨年、配偶者控除及び配偶者特別控除の取り扱いが大きく見直され、各種申告書等の様式が変更となり戸惑われた方が多かったと思います。

そこで今回も令和元年（2019年）分の年末調整での変更点についてご紹介します。

### ①各種様式で元号の変更

2019年5月1日に皇位継承が行われ元号が「平成」から「令和」に改められ、年末調整手続きで使用する各種様式に表記される元号も変更となりました。国税庁HPにある申告書様式も基本的には「令和」と改められています。

ただし例外もあります。給与所得者の扶養控除等（異動）申告書は基本その年の最初の給与を受けるまでに提出する書類であるため、今年の1月時点での元号「平成」が使用されています。なお、「平成31年（2019年）分」と表記されている申告書については、訂正する必要はありません。

### ②住宅借入金等特別控除申告書の記載事項の見直し

年末調整において住宅ローン控除を受ける方は、住宅借入金等特別控除申告書を会社に提出します。平成31年（2019年）4月1日以後に提出される申告書において、住宅の取得をはじめとする下記項目については、提出者による記載を求められなくなりました。

#### 【対象項目】

- ・住宅の取得年月日・居住年月日
  - ・取得対価・費用の額
  - ・床面積
- etc

### ③令和2年分の扶養控除等（異動）申告書の変更

今回の年末調整の際に、翌年分の扶養控除等申告書を提出するかと思います。

そこで令和2年分の変更点もご紹介致します。

#### I. 各種控除における所得の見積額の条件

（源泉控除対象配偶者に関する控除、扶養控除、寡婦（寡夫）控除、勤労学生控除）

※非常に見えづらいですが注意書きが記載されています。

## II. 単身児童扶養者の記載事項の追加

住民税に関する事項として「単身児童扶養者」の欄が設けられています。

申告書の提出者が単身児童扶養者に該当する場合には、児童扶養手当の証書番号や同一生計内すべての児童の氏名・所得見積額を記載します。

※単身児童扶養者とは児童扶養手当を受けている未婚のひとり親で、対象児童の総所得金額等が48万円以下の人

2020年は税制改正により給与所得控除の引き下げや基礎控除の引き上げ等大幅な見直しがあり例年以上に複雑になる可能性も懸念されています。1年後の話ではありますが、直前になって慌てないように早い準備をしましょう。

## 2. 12月の主な税務

12月の申告や提出の主なものは以下の通りです。

提出期限等	内容
12月	給与所得の年末調整 調整の時期・・・本年最後の給与の支払いをするとき
12月10日	11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
1月6日	10月決算法人の確定申告
1月6日	1月、4月、7月、10月の決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る消費税の確定申告
1月6日	法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る消費税の確定申告
1月6日	4月決算法人の中間申告
1月6日	消費税の年税額が400万円超の1月、4月、7月決算法人の3月ごとの中間申告
1月6日	消費税の年税額が4,800万円超の9月、10月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告

## 3. スタッフの一言

令和元年も残すところ1月となりました。事務所内も年末に向けて慌ただしい日々を送っております。ここ最近寒い日が続いておりますが、体調管理には十分留意して、業務に励んで参ります。

担当 浦川